

届出駐車場の設計基準 (2)

駐車場の出入口

自動車交通に配慮

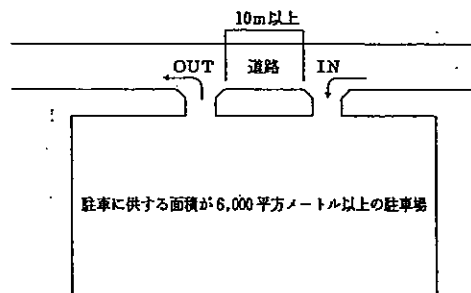
- ・ 前面道路が 2 以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に出入口を設ける（歩行者の通行に著しい支障を及ぼす場合など特別の理由があるときは、この限りではない）

(図-2)



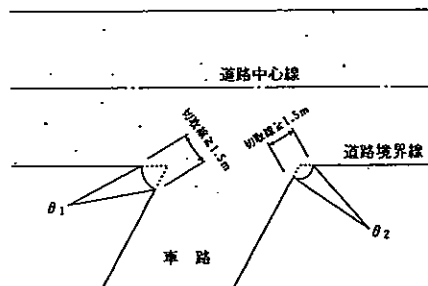
- ・ 駐車場面積 6,000 m²以上のときは、出口と入口を分離した構造とし、出入口の間隔を 10m 以上にする

(図-3)



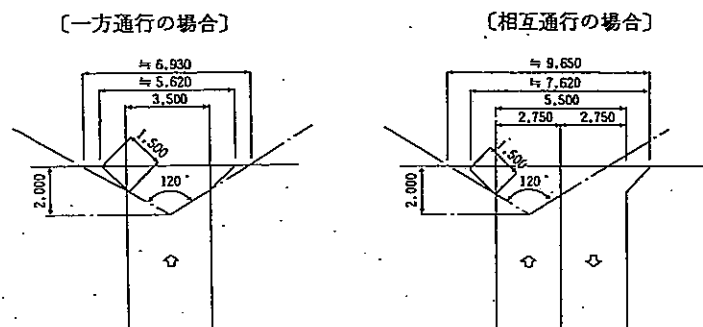
- ・ 自動車の回転を容易にするために必要がある場合は、出入口にすみ切りをしなければならない（切取線の長さを 1.5 m 以上とする）

(図-4)



- ・ 自動車の出口付近は道路を通行する歩行者の確認が出来るようにする

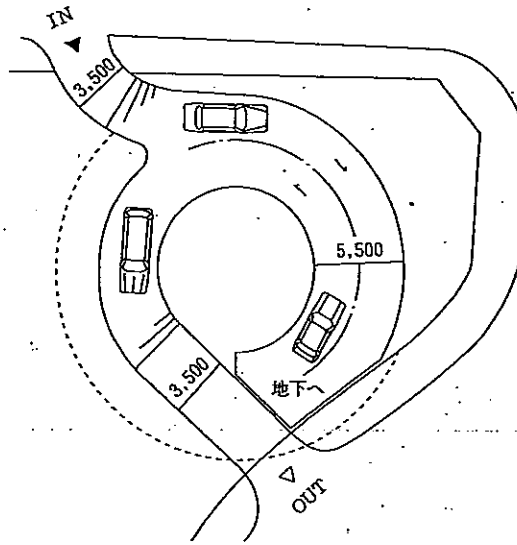
(図-5)



届出駐車場の設計基準 (3)

車路

- ・幅員 5.5 m 以上、一方通行の場合は 3.5 m 以上とする
(図-6)

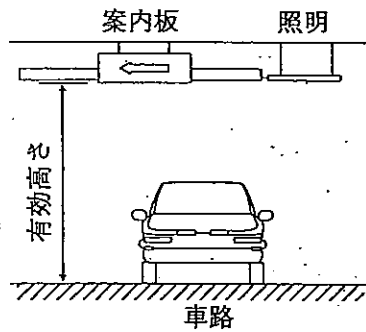


- ・道路から料金ゲートまでの区間に出来るだけ滞留延長を確保すること

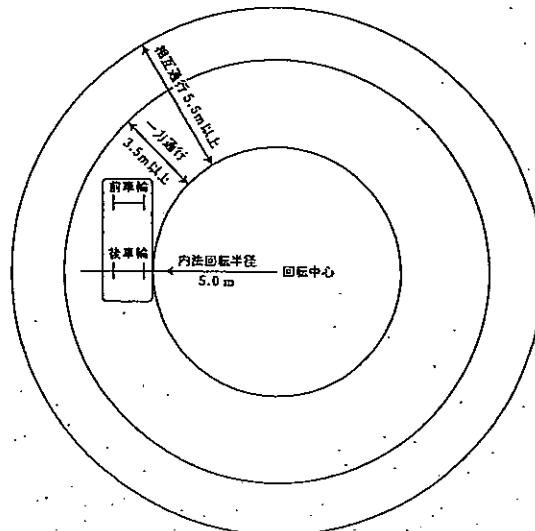
建築物である路外駐車場は、下記の規定が定められている

車路

- ・はり下の高さは 2.3 m 以上とすること
(図-7)



- ・屈曲部等は内のり半径を 5 m 以上にすること
(図-8)

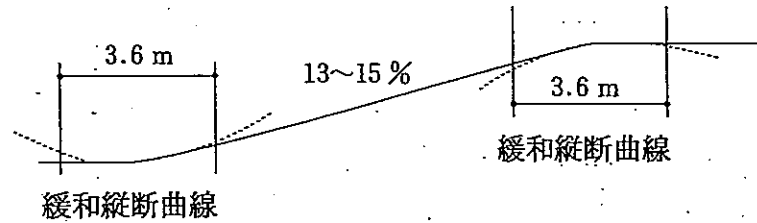


届出駐車場の設計基準(4)

車路

- ・ 傾斜部縦断勾配は17%を越えないこと、特に出入口ランプ部は13%~15%程度の緩勾配とし、3.6m程度の緩和縦断曲線を入れること

(図-9)



- ・ 斜面部の路面は粗面とし、滑りにくい材料で仕上げる
- 駐車部分の高さ

- ・ はり下の高さは2.1m以上とすること

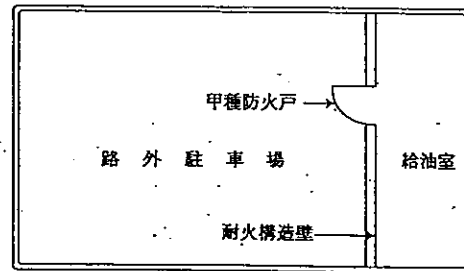
避難階段

- ・ 直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に駐車場がある場合は避難階段、またはこれに変わる設備を設けなければならない

防火区画

- ・ 給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合は、当該施設と駐車場を耐火構造の壁または甲種防火戸により区画しなければならない

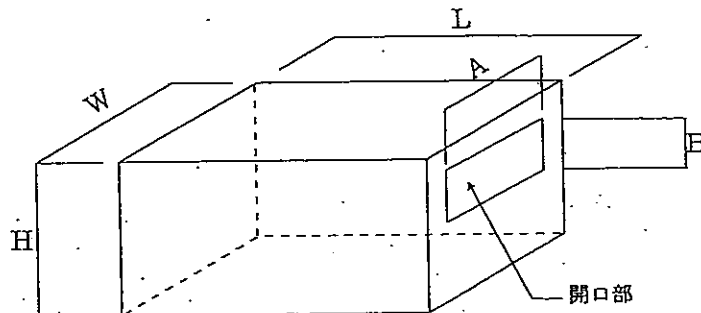
(図-10)



換気装置

- ・ 内部の空気を1時間に10回以上直接外気と交換する能力のある装置を設けなければならない。ただし、開口部がある場合その面積がその階の床面積の1/10以上ある場合はこの限りではない

(図-11)



機械換気の場合：必要換気量 $V \geq 10 \times H \times W \times L$

自然換気の場合：開口部の面積 $A \times B \geq (W \times L) / 10$

届出駐車場の設計基準 (5)

照明装置

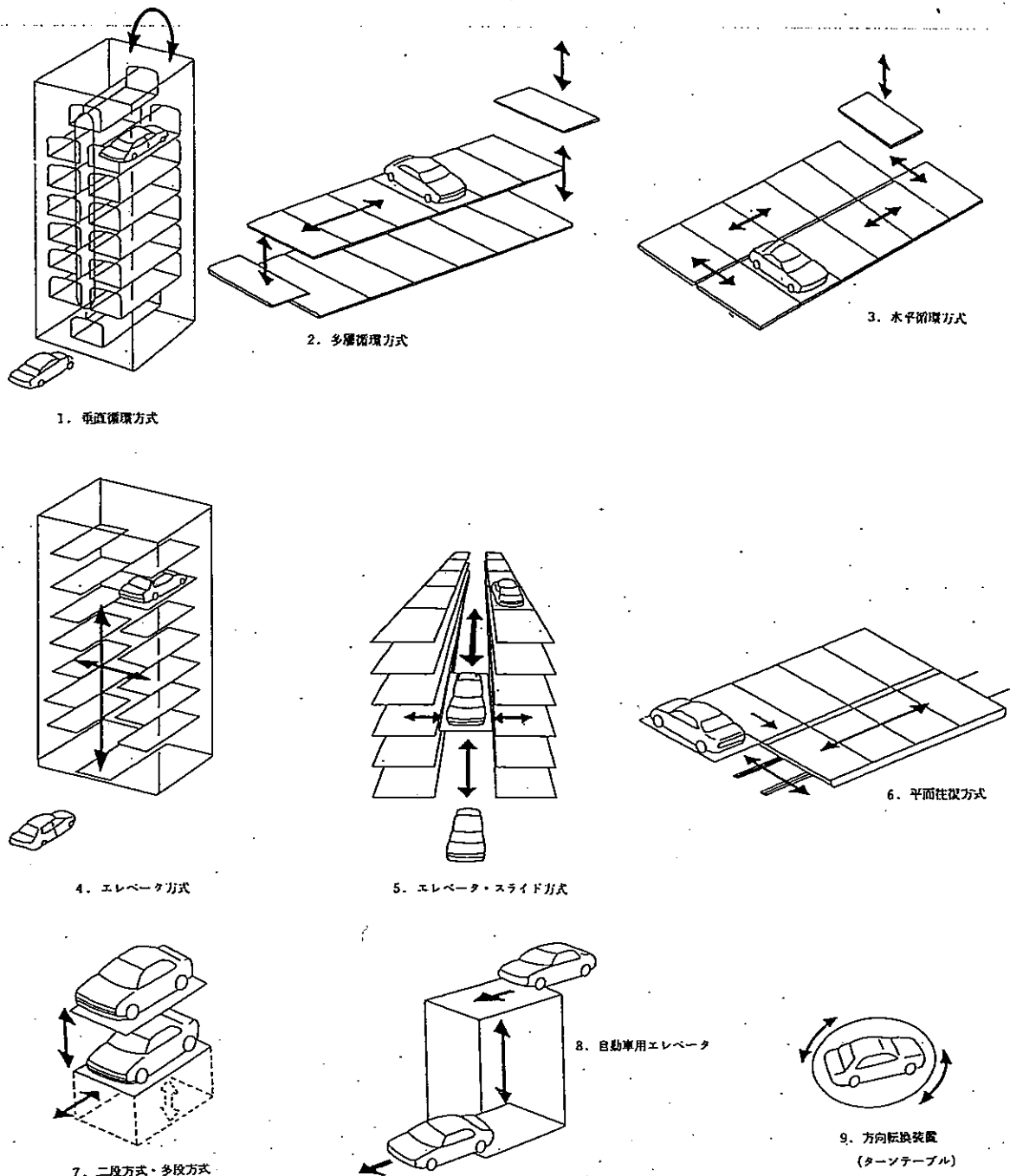
- ・車路の路面 - 10ルクス
- ・駐車部分の床面 - 2ルクス

警報装置

- ・自動車の出口には、音および光等による警報装置を設置すること
特殊な装置(大臣認定制度)
- ・機械式駐車装置を用いる場合、建設大臣が技術的基準(施行令7条～14条)に定める構造または設備と同等以上の効力が認められる場合、これらの基準を適用しない

(図-12)

機械式駐車装置の分類



- 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例の整備基準
- 対象施設 ・ 届出駐車場(機械式を除くすべてのもの)
- 整備基準 ・ 車いす使用者用のスペースを1台以上設ける
 出入口に近い位置に設置
 幅 3.5m 以上
 車いす使用者用のスペースであることを標示する

【図-1】 駐車場の整備例

